

## 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）

- 2 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第 号）の施行の日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第3項及び第4項を削る。

附則第5項中「第7条第2号から第4号まで」を「第6条第2号から第4号まで」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「第9条各号」を「第8条各号」に改め、同項を附則第4項とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、既存の病床数を算定するに当たって行わなければならない補正に関する基準を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。